

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています (愛媛県指定 第3870800186)
--

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条にもとづいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	有限会社 まごの手
主たる事業所の所在地	四国中央市金生町下分 219 番地 1
代表者名	加地 祐一
電話番号	0896-58-2552

2. ご利用の事業所

事業所の名称	まごの手
事業所の所在地	四国中央市金生町下分 219 番地 1
管理者の氏名	宗次 和美
電話番号	0896-58-2552
指定事業所番号	3870800186

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

当事業所は、居宅介護支援の運営を適正に行うために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

指定居宅支援事業は、その利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたってはその利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行うものとする。

事業所の職員は、事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

4. 職員の勤務体制

管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

5. 営業日・営業時間および通常の事業の実施地域

営業日・営業時間及び休日は次の通りとする。ただし、当事業所が特別に認めた場合はこの限りでない。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、祝祭日、8月14日～15日、10月15日、12月30日から翌年1月3日までを除く。

(2) 通常の営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

通常の実施地域は四国中央市（ただし、新宮町、嶺南地区を除く）である。

6. 事業利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援事業については、利用者の負担はありません。

(2) 居宅介護支援専門員は事業の実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要になります。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(3) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 緊急時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

9. 相談窓口、苦情対応

提供事業に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

管理者	宗次 和美
ご利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで
ご利用方法	電話 58-2552 面接・電話相談

公共機関への提供事業者に関する苦情等の問い合わせ

四国中央市福祉部介護保険課

電話 0896-28-6025

愛媛県国民健康保険団体連合会

電話 089-968-8700

10. 留意事項

(1)利用者は居宅サービス計画（ケアプラン）作成にあたり担当者に対して複数の指定居宅サービス事業所の紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明も求めることができます。

(2)ご契約者が、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員（ケアマネージャー）の氏名及び連絡先を病院または診療所へお伝えください。

(3)ご契約者が、病院または診療所に入院する必要がある場合には、医療機関の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するために、ご契約者の居宅における日常生活の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院医療機関と共有いたします。

(4)ご契約者が、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを利用希望の場合、介護支援専門員（ケアマネージャー）は、主治の医師等の意見を求め、当該の意見を踏まえて居宅サービス計画を作成した際には、主治の医師等へ交付いたします。

(5)訪問介護事業所等から伝達されたご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員（ケアマネージャー）自身が把握したご契約者の状況などについて、介護支援専門員（ケアマネージャー）から医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達いたします。

11. 虐待の防止について （1）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の開催又は参加、指針の整備、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施していきます。（2）利用者及び事業所等から連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力を努めます。（3）成年後見制度の利用を支援します。

12. 感染症予防やまん延防止について 事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催又は参加 指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組めます。

13. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、従業者に対する ハラスメント指針の周知、啓発、従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備、その他 ハラスメント防止のための措置を講ずるなど、対策に取り組めます。

14. 業務継続計画（BCP）の策定等 感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的

に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

15. 開示

利用者からの求めに応じて、提供記録を開示します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

有限会社 まごの手

説明者職名 介護支援専門員 氏 名 宗次 和美 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

住 所 _____ 氏 名 _____ ㊞

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____ 氏 名 _____ (続柄：)㊞